

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難し、その後再就職した申立人夫・妻の就労不能損害について、各自の避難前後の勤務内容、勤務時間、避難後の減収額等を考慮し、平成27年3月分から平成28年2月分までにつき、原発事故の影響割合をそれぞれ10割、5割として賠償された事例。

1277

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、及び同X3（併せて以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

1 期間 特記のない限り 自 平成27年3月1日
至 平成28年2月末日

2 損害項目

(1) 申立人X1分

ア 交通費増加分(一時立入費用、家族間移動費)	38万8866円
イ 生活費増加分(二重生活による増加分)	13万6829円
ウ 就労不能損害	9万3732円
エ 精神的損害	406万0000円

(ただし、平成27年3月1日から平成30年3月31日分)

(2) 申立人X2分

ア 就労不能損害	23万3373円
イ 精神的損害	370万0000円

(ただし、平成27年3月1日から平成30年3月31日分)

(3) 申立人X3分

精神的損害	370万0000円
-------	-----------

(ただし、平成27年3月1日から平成30年3月31日分)

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1231万2800円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人ら

が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年6月6日

（仲介委員 新穂均）